

生 企 乙 達 第 9 1 号  
生 環 乙 達 第 1 4 号  
県 相 乙 達 第 3 1 号  
捜 一 乙 達 第 8 1 号  
平成 1 8 年 1 0 月 2 7 日

部 課 署 長 殿

共	00	01	10	160	10年
---	----	----	----	-----	-----

石 川 県 警 察 本 部 長

### 自殺対策基本法の施行について（通達）

第 1 6 4 回国会において、自殺対策基本法（平成 1 8 年法律第 8 5 号、別添 1。以下「法」という。）が制定され、平成 1 8 年 1 0 月 2 8 日から施行されることとなった。法の概要及び運用上の留意事項については下記のとおりであるので、適切な運用に努められたい。

### 記

#### 1 法の概要

##### (1) 目的（法第 1 条関係）

近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移していることにかんがみ、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とすることとされた。

##### (2) 施策の基本理念（法第 2 条関係）

自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならないこととされたほか、国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、自殺の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係する者の相互の密接な連携の下に実施されなければならないこととされた。

##### (3) 国、地方公共団体及び国民の責務

###### ア 国の責務（法第 3 条関係）

国は、基本理念にのっとり、自殺対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有することとされた。

###### イ 地方公共団体の責務（法第 4 条関係）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、自殺対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされた。

#### ウ 国民の責務（法第6条関係）

国民は、自殺対策の重要性に対する関心と理解を深めるものとされた。

#### (4) 名誉及び生活の平穩への配慮（法第7条関係）

自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならないこととされた。

#### (5) 基本的施策

自殺発生回避のための体制の整備等（法第16条関係）

国及び地方公共団体は、自殺をする危険性が高い者を早期に発見し、相談その他の自殺の発生を回避するための適切な対処を行う体制の整備及び充実に必要な施策を講ずるものとされた。

#### (6) 自殺総合対策会議の設置（法第20条関係）

内閣府に、特別の機関として、次の事務を行う自殺総合対策会議を置くこととされた。

ア 政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱の案を作成すること。

イ 自殺対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

ウ 上記ア、イに掲げるもののほか、自殺対策に関する重要事項について審議し、及び自殺対策の実施を推進すること。

## 2 運用上の留意事項

自殺対策については、昨年12月26日に開催された自殺対策関係省庁会議において、「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」（別添2。以下「総合的な対策」という。）が取りまとめられたところである。

本県警察においても、「総合的な対策」に盛り込まれた警察に関連する施策を着実に推進するとともに、次の点に留意の上、法の趣旨を踏まえた警察活動が行われるよう配慮されたい。

#### (1) 自殺者の名誉や自殺者遺族の心情等に配慮した対応の徹底

警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、十分に配慮すること。

#### (2) 自殺するおそれのある家出人に関する家出人発見活動の適切な実施

遺書、平素の言動その他の事情により自殺するおそれのある家出人について保護者等から捜索願を受理した場合は、「家出人発見活動要綱の制定について」（昭和51年9月30日付け収防第800号、収鑑第406号、収捜一第496号）に基づき、速やかにそれぞれの態様に応じた捜索等の発見活動を開始するなど、必要な措置を徹底すること。

(3) インターネット上の自殺予告事案への適切な措置

「インターネット上での自殺予告に係る対処要領について」(平成17年10月17日付け生環甲達第29号)に基づき、インターネット上の自殺予告事案への適切な対応に努めること。

(4) 自殺に関する相談を受けた場合の適切な措置

自殺を企図している旨の相談等、自殺に関する相談を受けた場合は、事案に応じた適切な対応措置を講ずること。

この場合、必要に応じて、関係機関等と緊密な連携を図ること。

(5) 関係機関との連携

本県では、既に県自殺対策連絡協議会が設置され、本年10月20日に第1回会議が開催されているが、各市町村において同様の連絡会議等が開催される場合には積極的に参加し、関係機関との適切な連携に努めること。

( 犯罪抑止対策室 3031、3033 )